

# 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 概要説明資料

(製造・サービス業等立地支援事業十一次公募)  
(イノベ構想推進立地支援事業六次公募)

令和8年4月

(公財) 福島県産業振興センター

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

# 令和8年度自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の改正ポイント

(令和8年度公募から適用)

- ✓ 「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真（令和7年6月改定）」を踏まえ、今後は、「地域の稼ぎ」の創出に向け成長力のある企業の呼び込みや面的サプライチェーンの構築、「日々の暮らし」の充実に向け企業による地域コミュニティへの貢献等の促進を図ることが重要。
- ✓ そうした観点から、自立・立地補助金の見直しを実施し、より一層の地域との共生・共創を図りつつ、産業集積を加速化していく。

「地域の稼ぎ」「日々の暮らし」の視点を踏まえ、より一層、**地域との共生・共創**を目指した制度へ



## 地域の実情等に即した地元雇用

新規地元雇用要件について、主に、以下の点を見直し。

- 人手不足・省力化の現状踏まえ、雇用要件の最低水準を、**2割～5割引き下げ**。
- **パートタイマー等**も一定の条件<sup>(※)</sup>下で要件充足のため算定可能へ。

(※週20H以上の勤務等)



## 地元取引による面的サプライチェーン構築

一定の事業者を求める地元取引要件について、主に以下の点を見直し。

- 取引対象エリアを、**福島県内全域へ拡大**。
- 要件水準は、**段階的な一定額<sup>(※)</sup>か若しくは主要取引に占める一定割合か**、いずれか選択可能。  
(※従来より引き下げ)
- 対象取引は、**調達か販売か**、いずれか選択可能。



## 企業市民として地域への貢献

新たに、全ての採択事業者に対して、以下の地域貢献活動を促す。

- **地域コミュニティへの貢献活動**  
自治体ごとの様々な課題に応じた活動。
- **12市町村内での調達・寄附等（経済的な地域貢献）**  
地元企業からの様々な調達や、地域のための社会貢献・CSR費用（特に荒廃抑制対策）。

# 1. 本補助金の概要

## 事業の目的

被災者等の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等及び福島国際研究産業都市区域を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図ることが目的となります。また、復興に資するよう事業者が地域貢献を促すものです。

## 補助対象者

対象地域（後述）内において、対象施設・設備等を新增設しようとする法人又は個人（※）

（※） 個人とは、法人と共同申請する者のうち、補助対象の財産を所有せず、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業の加盟者であり、かつ所得税法（昭和40年法律第33号）第143条（青色申告）に基づく承認を受けている者に限ります。

## 予算

計1,677億円

（内訳）

平成28年度～令和7年度：1,402億円

令和8年度：275億円

（東日本大震災復興特会 当初予算）

## これまでの公募実績

### 製造・サービス業等立地支援事業

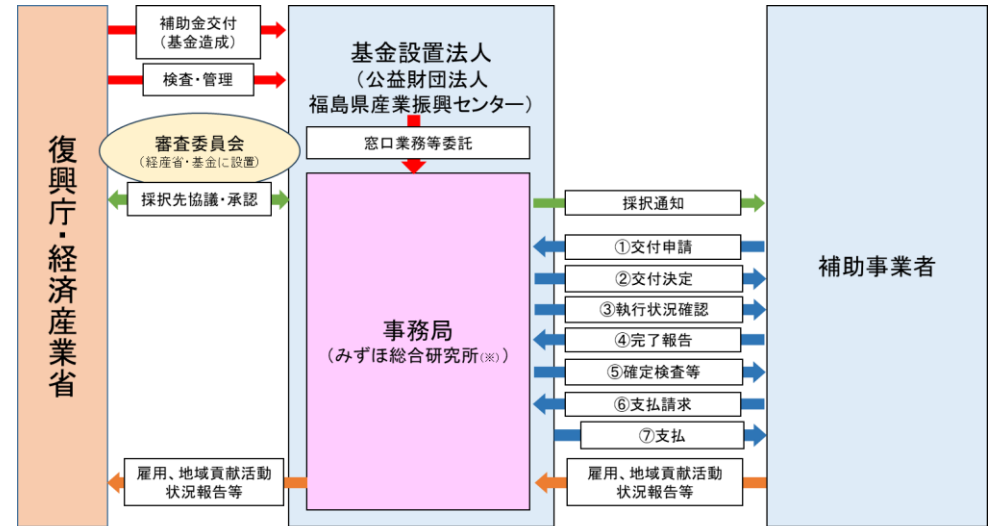
平成28年度の一次公募から令和7年度の十次公募までのべ194事業者採択

### イノベ構想推進立地支援事業

令和3年度の一次公募から令和7年度の五次公募までのべ17事業者採択

## 事業スキーム

補助金交付要綱に則り造成された基金を管理する基金設置法人と、基金設置法人の委託を受けた事務局が補助金の交付にかかる事務等を行います。



※みずほ総合研究所はみずほ銀行内の組織の名称です。

## 2. 補助事業・類型の区分

※同一の申請内容で、複数の事業・区分に重複して応募はできません。

		製造・サービス業等立地支援事業		イノベ構想推進立地支援事業
		“雇用促進型”	“地域波及効果型”	“イノベ型”
対象事業 (業種)		製造業、卸・小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業 等		「福島イノベーション・コースト構想」 の重点推進分野に資する事業
対象地域 (※1)		浜通り等12市町村の避難指示等のあった区域		浜通り等15市町村
対象施設・ 設備 (※2)		工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、 宿泊施設、植物工場・陸上養殖施設、産業保守・廃棄物処理施設、社宅、機 械設備、知事特認施設		福島イノベ構想の重点分野の推進に資す る施設・設備
対象経費		土地取得費、土地造成費、建物取得費、設備費		
補助金額		3千万円～30億円（審査委員会の評価が特に高い案件は50億円（※3））		
事業期間		2年間（審査委員会で認められたものは3年間）		
補助率 (※4)		大企業：3/10～2/3 中小企業：1/2～3/4		大企業：1/3～3/4 中小企業：1/2～4/5
主 な 要 件 等 (※5)	雇用	投下固定資産額に応じた新規地元雇用者の雇用		
		雇用数（一般）	雇用数（省力化）	
	県内取引	—	投下固定資産額に応じた福島県内の事業者との取引 （一定の金額若しくは率。原則として調達サイド）	
	付加価値	—	付加価値額の増加	
地域貢献	①地域コミュニティ貢献活動 及び ②12市町村内での調達・寄附等			②の要件を荒廃抑制対策として実施することが必要

※1 浜通り等12市町村とは、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示等の対象となった田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村を指します。浜通り等15市町村とはこれに「福島イノベーション・コースト構想」の対象地域である相馬市、新地町、いわき市を加えた地域を指します。

※2 専ら資産運用的性格の強い事業、建築又は購入した施設・設備を自ら占有し事業の用に供することなく特定の第三者に長期間賃貸させるような事業等を除きます。

※3 いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町を除きます。

※4 避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域を除く）で実施する場合は、別の補助率が適用されますので、ご検討の際はお問い合わせください。

※5 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間（付加価値は3年間）の取組を通じ、達成が必要です。（雇用は補助事業完了時も達成が必要です。）

# 2-1. 対象事業

## 製造・サービス業等立地支援事業

製造業、道路貨物運送業、倉庫業、コールセンター・データセンター業、卸・小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業、種耕農業、水産養殖業 等

## イノベ構想推進立地支援事業

「福島イノベーション・コースト構想」(※)の重点推進分野に資する事業

※ 浜通り地域等における産業の復興のため、同地域での新たな産業の創出を目指す構想  
6つの重点分野を位置づけ、産業集積、教育・人材育成、交流人口拡大、情報発信等に、  
福島イノベーションコースト構想推進機構、国、福島県、市町村等が連携した取組。

※ 事業内容がイノベーション・コースト構想の重点推進分野に該当するか否か事前に福島県とご相談ください。

**6つの重点分野** <https://www.meti.go.jp/earthquake/smb/innovation.html> から引用

<p><b>廃炉</b></p> <p>国内外の英知を結集した技術開発</p> <p>廃炉作業などに必要な実証試験を実施する「植葉遠隔技術開発センター」</p> 	<p><b>ロボット・ドローン</b></p> <p>福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積</p> <p>陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した「福島ロボットテストフィールド」</p> <p>※令和7年4月にCF-REIに統合</p> 	<p><b>エネルギー・環境・リサイクル</b></p> <p>先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立</p> <p>再生可能エネルギーから水素を製造する「福島水素エネルギー研究フィールド」</p> 
<p><b>農林水産業</b></p> <p>ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生</p> <p>ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」</p> 	<p><b>医療関連</b></p> <p>技術開発支援を通じ企業の販路を開拓</p> <p>開発から事業化までを一体的に支援する「ふくしま医療機器開発支援センター」</p> 	<p><b>航空宇宙</b></p> <p>「空飛ぶクルマ」の実証や関連企業を誘致</p> <p>航空宇宙関連産業の技術交流等を行う「ロボット・航空宇宙フェスタふくしま」</p> 

## 2-2. 対象施設・業種（製造・サービス業等立地支援事業）その①

補助対象施設・設備、業種	固定資産取得要件			投下固定資産額の下限	備考
	土地	建物	設備		
(1) 工場 製造業の用に供される施設	推奨	推奨	－	5千万円	
(2) 物流施設 道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業又は卸売業を営む者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場及び製造業又は小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されていない施設	推奨	推奨	－	5千万円	設備のみの案件は「10 機械設備」とする。
(3) 試験研究施設 製造業を営む者が技術革新の進展に対応した高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設及び日本標準産業分類に掲げる自然科学研究所	推奨	推奨	－	5千万円	
(4) コールセンター、データセンターの用に供される施設 コールセンターについてはコールセンター業の用に供される施設、データセンターについては情報サービス業又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設	推奨	推奨	－	5千万円	
(5) 店舗 卸売業、小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業の用に供される施設	推奨	必須	－	3千万円	原則として、自ら取得し、自ら使用する事業の用に供する施設を補助対象とする。ただし、「5 店舗」、「6 宿泊施設」については、一定の要件を満たす場合は、賃貸に供する部分も補助対象とする。
(6) 宿泊施設 宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が操業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設	推奨	必須	－	3千万円	
(7) 植物工場・陸上養殖施設 植物工場については耕種農業において、屋内で植物の生育環境を制御して栽培を行う施設園芸のうち、一定の気密性を保持した施設内で、環境及び生育のモニタリングに基づく高度な環境制御と生育予測等を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培を行う事業の用に供される施設 陸上養殖施設については水産養殖業のうち、陸上の屋内において、デジタル技術を用いての水産動植物の状態や飼育環境等の管理、最適化を図り、生産量や成長の速度、出荷時期の調整等の人工的管理により、効率的・計画的に行われる養殖事業の用に供される施設	推奨	推奨	－	5千万円	設備のみの案件は「10 機械設備」とする。
(8) 産業保守・廃棄物処理施設 機械及び装置、車両などの償却資産の整備・保守を行う事業の用に供される施設、一般廃棄物、産業廃棄物、特定管理産業廃棄物の処理、又は処分を行う事業の用に供される施設	推奨	推奨	－	5千万円	－

(次頁へ続く)

## 2-2. 対象施設・業種（製造・サービス業等立地支援事業）その②

（前頁からの続き）

補助対象施設・設備、業種	固定資産取得要件			投下固定資産額の下限	備考
	土地	建物	設備		
<b>（9） 社宅</b> 上記（1）～（8）の施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設（※1、※2）	推奨	必須	－	3千万円	全戸数と比して、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員が入居する戸数が補助事業完了後3年間の平均で6割以上となるものとする。
<b>（10） 機械設備</b> 上記（1）～（4）、（7）及び（8）の施設で行う事業の用に供される機械設備	－	－	必須	5千万円	－
<b>（11） 知事特認施設</b> 認定復興推進計画に基づく施設であって、福島県知事が特に認める施設であり、かつ基金設置法人が認める施設	推奨	推奨	－	3千万円	知事特認の要件である復興推進計画に基づく施設であり、かつ、復興特区支援利子補給金の対象事業（詳しくは、公募要領及びQ&Aを参照）

※1 工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地することが可能。

※2 ※1の条件を踏まえて審査委員会が本制度目的のために特に必要と認めるものに限り、補助対象地域外である次の地域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、新地町）に立地することも可能。

## 2-2. 対象施設・業種（イノベ構想推進立地支援事業）

補助対象施設・設備、業種	固定資産取得要件			投下固定資産額の下限	備考
	土地	建物	設備		
(1) 全産業の施設（(2)～(4)除く）（※1）	推奨	推奨	－	5千万円	設備のみの案件は「(5) 機械設備」とする。
(2) 店舗 卸売業、小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業の用に供される施設	推奨	必須	－	3千万円	原則として、自ら取得し、自ら使用する事業の用に供する施設を補助対象とする。ただし、「(2) 店舗」、「(3) 宿泊施設」については、一定の要件を満たす場合は、賃貸に供する部分も補助対象とする。
(3) 宿泊施設 宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が操業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設	推奨	必須	－	3千万円	
(4) 社宅 上記(1)～(3)の施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設（※2、※3）	推奨	必須	－	3千万円	全戸数と比して、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員が入居する戸数が補助事業完了後3年間の平均で6割以上となるものとする。
(5) 機械設備 上記(1)の施設で行う事業の用に供される機械設備	－	－	必須	5千万円	－

※1 下記の該当する事業を除く

- ア 専ら資産運用的性格の強い事業
- イ 建築又は購入した施設・設備を自ら占有し事業の用に供することなく特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
- ウ 公序良俗に反する事業
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める事業
- オ 政治団体、宗教上の組織又は団体による事業
- カ 電気事業法第2条第1項第16号で定める電気事業（発電した電力を自らが消費する事業を除く）
- キ その他申請要件を満たさない事業

※2 工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地することが可能。

※3 ※1の条件を踏まえて審査委員会が本制度目的のために特に必要と認めるものに限り、補助対象地域外である次の地域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、新地町）に立地することも可能。

## 2-3. 対象経費

経費区分	要件	組み合わせ例				
		土地建物 設備	土地 建物	建物 設備	建物 のみ	設備 のみ
・土地取得費	推奨(新規立地を支援する観点から、用地の取得を推奨)	○	○			
・土地造成費		○	○			
・建物取得費	条件付必須(店舗・宿泊施設・社宅の場合、建屋の取得は必須。その他の施設は建物の取得を推奨)	○	○	○	○	
・設備費	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター等、植物工場・陸上養殖施設、産業保守・廃棄物処理施設に設置する場合は設備のみ可	○		○		○

※設備費は、補助対象施設において新增設する設備（機械装置の購入、据付けに必要な経費）をいう。建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物取得費に含める。

補助事業の対象経費は、**投下固定資産額（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産のうち当該事業の用に供するものの取得等価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。））及びこれと併せて実施する付帯工事費等の額**とする。

- ✓ ただし、投下固定資産で当該事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分しがたいときは、適切な比率をもって按分するものとする。
- ✓ なお、割賦払いに係るもので所有権を移転するものについては、その全額を資産として含むものとする。
- ✓ 次のいずれかに該当する経費については、原則として**補助対象外**となる。

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの ・ 申請事業者の人件費
- ・ **既存建物、設備の撤去費・移設費** ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費 ・ 商品券等の金券
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用 ・ 自動車等車両の購入費 ・ 修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 振込手数料、公租公課（消費税を含む。）、各種保険料 ・ 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
- ・ 共同申請者間の機械装置等の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費等
- ・ **汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費**
- ・ 原則、中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・ **「補助対象施設・設備」のうち1～4、7及び8（イノベ構想推進立地支援事業においては（1））は、据付け又は固定して利用せず、ほかの場所でも使用可能な設備・器具・備品類**
- ・ 線量低減を目的とする工事に係る費用（反転耕、天地返し、標準的な土地造成の範囲を大きく超える工事等）
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 2-4. 補助率（製造・サービス業等立地支援事業）

### 補助対象地域



#### 凡例

- ①
  - 認定特定帰還居住区域
  - 認定特定復興再生拠点区域
  - 避難指示解除区域（解除から7年以内）  
 <令和8年4月1日現在>
- ②③
  - 避難指示解除区域等
  - 避難指示区域（※4）

### 補助対象市町村

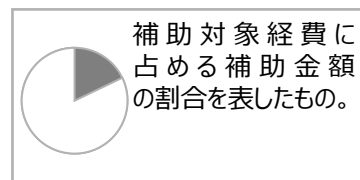
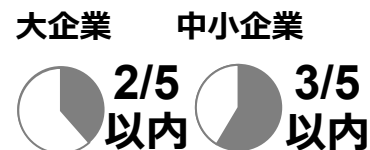
**1** 避難指示解除後7年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域（※1）、認定特定帰還居住区域  
 富岡町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部

**2** 避難指示解除区域等（上記①を除く）  
 南相馬市小高区、富岡町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部（※3）

**3** 避難指示解除区域等（上記①、②を除く）  
 田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野町、楡葉町、川内村（※3）

- ※1 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。
- ※2 「補助対象施設・設備」9に規定する社宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用します。
- ※3 造成中または計画中の下記の下記の団地に立地する場合には、団地造成が完了するまでの間に申請した場合は、下記の補助率を適用する。
  - ・小高フロンティアパーク、浪江町棚塩RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業適地、飯館小宮、飯館深谷（大企業1/2以内、中小企業2/3以内）
  - ・波倉産業団地、南相馬復興工業団地（大企業2/5以内、中小企業3/5以内）
- ※4 避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域を除く）で実施する事業については、ご相談ください。

### 補助率（※2）



# 2-4. 補助率（イノベ構想推進立地支援事業）

## 補助対象地域



### 凡例

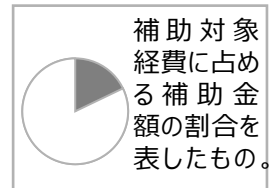
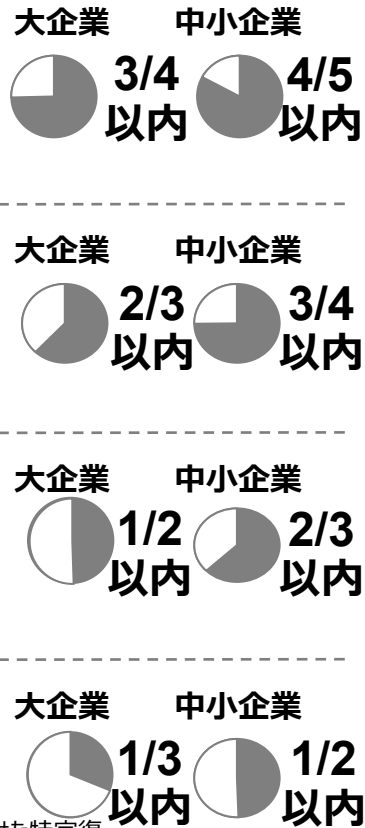
- ① 認定特定帰還居住区域
- ② 認定特定復興再生拠点区域
- ③ 避難指示解除区域等（解除から7年以内）  
<令和8年4月1日現在>
- ④ 避難指示のなかった区域
- ⑤ 避難指示区域（※5）

## 補助対象市町村

- ① **避難指示解除後7年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域（※1）、認定特定帰還居住区域**  
富岡町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部
- ② **避難指示解除区域等（上記①を除く）**  
南相馬市小高区、富岡町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部
- ③ **避難指示解除区域等（上記①、②を除く）**  
田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野町、楢葉町、川内村（※3）
- ④ **浜通り等15市町村のうち避難指示のなかった区域（※4）**  
いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町

※1 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。  
 ※2 「補助対象施設・設備」（4）に規定する社宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用します。  
 ※3 造成中または計画中の下記の団地に立地する場合には、団地造成が完了するまでの間に申請した場合は、下記の補助率を適用する。  
 ・波倉産業団地、南相馬復興工業団地（大企業2/3以内、中小企業3/4以内）  
 ※4 採択金額の総計は、30億円を上限とする。  
 ※5 避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域を除く）で実施する事業については、ご相談ください。

## 補助率（※2）



## 2-5. 補助要件（新規地元雇用）～要件の考え方～

- 事業完了には**投下固定資産額（土地を除くことができる。）**に応じて、下表に掲げる人数以上の新規地元雇用者の雇用が必要で**す**。**補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年目の期末時点においても、同数以上の維持が必要で**す**（同一の雇用者である必要はない）。**
- 必要な新規地元雇用者数が確保されていない場合、**補助金交付額の全部又は一部の返還を求めることがあります。**
- 新規地元雇用者数が下記要件を上回る場合、採択審査での加点措置があります。ただし、補助事業完了時及びその日が属する補助事業者の会計年度の終了後5年目の期末時点で同数以上の雇用が必要です。**

【新規地元雇用者の最低必要人数】

	製造・サービス業等立地支援事業		イノベ構想推進立地支援事業 “イノベ型”
	“雇用促進型”	“地域波及効果型”	
<b>投下固定資産額</b>	<b>雇用要件</b>		
3千万円以上	1人以上		1人以上
5千万円以上	2人以上		2人以上
1億円以上	4人以上		3人以上
10億円以上	8人以上		5人以上
20億円以上	16人以上		10人以上
30億円以上	24人以上		15人以上
40億円以上	32人以上		20人以上
50億円以上	40人以上		25人以上
60億円以上	48人以上		30人以上
70億円以上	56人以上		35人以上
80億円以上	64人以上		40人以上
90億円以上	72人以上		45人以上
100億円以上	80人以上		50人以上

## 2-5. 補助要件（新規地元雇用）～定義～

### 新規地元雇用者の定義

#### (1) 新規採用

補助事業者が交付決定日以降に新規立地する「工場等」で勤務することを前提として採用した「正社員及び短期雇用者を含む非正規社員（正社員等）」のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、当該工場等で勤務する者

#### (2) 既存従業員の住所移転（転入雇用）

新規立地する当該「工場等」で勤務するため、交付決定日以降に下記のとおり「住所」を移転した正社員等としての転入雇用も新規地元雇用者に含めることができます。

- ①福島県外から福島県に住所を移転
- ②浜通り等15市町村外から浜通り15市町村内に住所を移転
- ③浜通り等15市町村内であるが避難指示のなかった区域から避難指示解除区域等内に住所を移転

#### 【(1)(2)共通の考え方】

- ・ 新規地元雇用者数のうち **1 / 3 を上限に非正規社員（※）を含めることが可能**  
 ※週20時間以上の勤務を伴う雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者とする。
- ・ 交付決定後に浜通り等12市町村の外から内へ住所を異動した場合、1.2倍の人数として計算（端数切り上げとする）可能。

以上を踏まえると、新規地元雇用の算入対象は以下のとおりとなります。

移転後等住所 雇用の区分	福島県外	福島県内			
		15市町村外	15市町村内	12市町村内	12市町村内の避難指示解除区域等
(1) 新規採用	算入不可	交付決定日以降の採用で福島県内に住民票があれば算入可			
(2) 転入雇用  (①～④は 移転前の住所)		①福島県外	①福島県外 ②福島県内の15市町村外	①福島県外 ②福島県内の15市町村外 ③いわき、新地、相馬	①福島県外 ②福島県内の15市町村外 ③いわき、新地、相馬 ④12市町村内の避難指示解除区域等外
移転に伴う加算		(対象外)		採用・転入に伴い12市町村外から住所を移転した場合	

※住所の移転がない場合でも、東日本大震災の発生時に補助対象地域内に住所を有していた者で、原発避難者特例法に基づき避難先の市町村に避難住民届を提出している者であり、かつ補助対象地域外から補助対象地域内に「勤務地」を異動した正社員等であれば、新規地元雇用者に含めることができます。

## 2-6. 補助要件（福島県内取引要件）

- 製造・サービス業等立地支援事業の“地域波及効果型”とイノベ構想推進立地支援事業“イノベ型”のみ対象。“雇用促進型”は対象外。
- 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、**福島県内の事業所との「県内取引」が必要。**
- 必要な「県内取引」の水準は、5年間の年平均での取引額で判断。具体的には、投下固定資産額（土地取得費は除くことができる。）に応じて、“地域波及効果型”は**下表左列に掲げる額又は主要取引（※1）の3割以上**、“イノベ型”でかつ避難指示解除区域等以外へ立地する場合は、**下表右列に掲げる額又は主要取引の5割以上**。
- 「県内取引」は、原則として、**福島県内の事業所からの「調達」**を指す。ただし、それが困難な場合には、県内の事業者への「販売」でもよいものとする。「調達」と「販売」の合算は不可で、どちらかを選択する。
- 地元取引要件が未達成の場合、補助金交付額の全部又は一部の返還を求めることがある。

【福島県内取引要件（工場等の立地場所との関係）】

避難指示解除区域等			浜通り15市町村のうち避難指示のなかった区域		
投下固定資産額ベース 又は 割合ベース		取引額 (年平均)	投下固定資産額ベース 又は 割合ベース		取引額 (年平均)
固定資産額	取引額 (年平均)	取引額 (年平均)	固定資産額	取引額 (年平均)	取引額 (年平均)
3千万円以上	0.32億円以上	<b>主要取引の 3割以上</b>	3千万円以上	0.64億円以上	<b>主要取引の 5割以上</b>
5千万円以上	0.32億円以上		5千万円以上	0.64億円以上	
1億円以上	0.64億円以上		1億円以上	1.28億円以上	
10億円以上	1.6億円以上		10億円以上	3.2億円以上	
20億円以上	3.2億円以上		20億円以上	6.4億円以上	
30億円以上	4.8億円以上		30億円以上	9.6億円以上	
40億円以上	6.4億円以上		40億円以上	12.8億円以上	
50億円以上	8.0億円以上		50億円以上	16.0億円以上	
60億円以上	9.6億円以上		60億円以上	19.2億円以上	
70億円以上	11.2億円以上		70億円以上	22.4億円以上	
80億円以上	12.8億円以上		80億円以上	25.6億円以上	
90億円以上	14.4億円以上		90億円以上	28.8億円以上	
100億円以上	16.0億円以上	100億円以上	32.0億円以上		

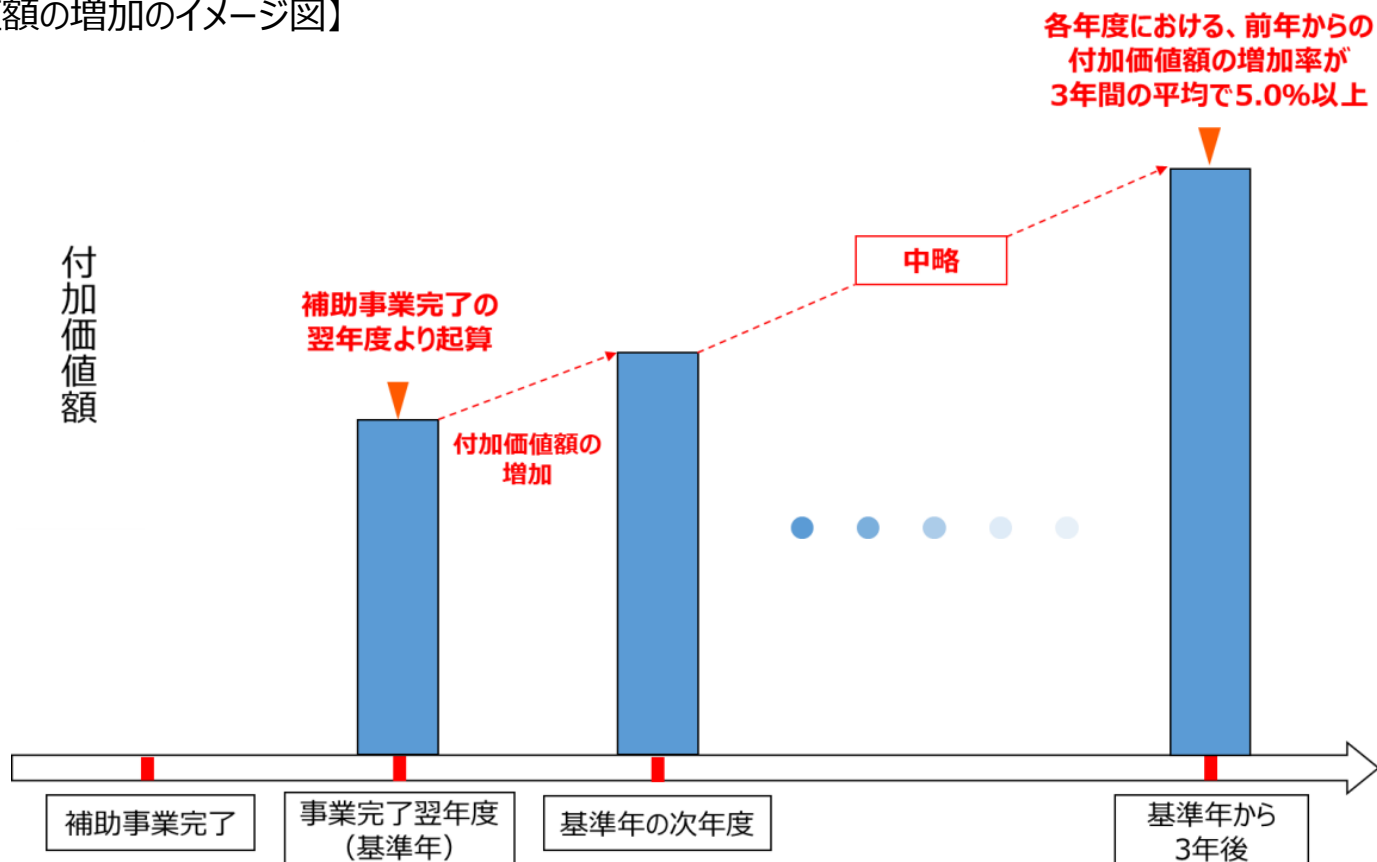
(※1)

- 主要取引とは、調達については、損益計算書における「売上原価」に紐づけられるもののうち、売上額の多い順に選択した複数または単一の製品・サービスの売上原価を指しますが、12市町村内へ支払った場合のみ販管費も算入することを可能とします。
- また、貸借対照表における「棚卸資産」（うち当期仕入分）を含めることも可能とし、さらに、償却資産の調達については、調達額全体を含めることも可能とします。
- 販売については、損益計算書における「売上」に紐づけられるもののうち、製品・サービス別の売上額の多い順に選択した複数または単一の製品・サービスの売上額を指します。
- なお、福島県内取引要件について、申請案件がなければ生じえない地域経済効果が見込まれるものの、当該効果を取引額に基づき判断することが合理的でない場合、客観的な資料により、右表と同等の地域経済効果を示すことによっても要件充足とします。（詳細要件はQA集を参照のこと。）

## 2-7. 補助要件（付加価値額）

- **イノベ構想推進立地支援事業“イノベ型”**のみ対象。**製造・サービス業等立地支援事業**は対象外。
- 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度を基準年とし、その翌年からの3年間、付加価値額において年率平均5.0%以上の増加を達成すること。なお、付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の総計をいう。
- 付加価値額の増加は、補助事業により立地した工場等のみでなく、補助事業者（本社等を含む企業全体）の付加価値額により算出する。
- 付加価値額要件が未達成の場合、補助金交付額の全部又は一部の返還を求めることがあります。

【付加価値額の増加のイメージ図】



## 2-8. 地域貢献活動について（全体概要）

### ①地域コミュニティ貢献活動・②12市町村内での調達・寄附等の考え方

- **全ての申請者は、①地域コミュニティ貢献活動及び②12市町村内での調達・寄附等の両方について、様式に沿って記載する必要があります。審査の際に評価されます。**

#### ①地域コミュニティ貢献活動

- 除草・防犯、医療、地域交通等、立地する市町村における様々な地域課題の解決に資する活動。
- 申請時点で、活動内容に自治体の同意を得ている場合は採択審査上の加点措置あり。

#### ②12市町村内での調達・寄附等

- 避難指示の出た浜通り等12市町村を対象とする、一定の目安金額分の調達・寄附等。
- 企業活動の様々な経常費用（弁当、制服、備品、研修等）や、社会貢献費用、①に関わる費用等を通じた経済的な貢献。

- **①②いずれも、補助事業完了後、その翌年度から5年間実施いただくことを想定していますが、実施時期や実施回数など市町村に説明の上で柔軟に対応いただくことは問題ありません。取組内容は報告様式に基づき、毎年度報告いただきます。**事情により、地域貢献活動の実施が困難な状況の場合には、各市町村にまずご相談ください。
- **①②いずれも、関連する費用は、補助対象経費としては認められませんので、ご注意ください。**
- 特に、地域の実情を踏まえ、地域波及効果型、イノベ型では、**②で除草・防犯等の荒廃抑制に資する調達・寄附等を求めることと**します。

【補助事業の種類と求められる地域貢献活動の整理表】

※②の目安金額は1年当たりの金額

		製造・サービス業等立地支援事業		イノベ構想推進立地支援事業 “イノベ型”
		“雇用促進型”	“地域波及効果型”	
①地域コミュニティ貢献活動		立地する市町村における様々な地域課題の解決に資する活動の実施 (申請時点で、活動内容について、自治体の同意を得ている場合は加点措置あり)		
②12市町村内での調達・寄附等		下記の目安金額分の調達・寄附等の実施	下記の目安金額分かつその内容が荒廃抑制対策に資する調達・寄附等の実施	
目安金額	補助交付額が0～10億円未満	交付額の0.25%	交付額の0.5%	
	補助交付額が10億円以上	交付額の水準に応じて300～500万円	交付額の水準に応じて600～1,000万円	

## 2-8. 地域貢献活動について（具体的イメージ等）

### ① 地域コミュニティ貢献活動

- 立地する市町村の「復興推進計画」や「[イノベ構想地域課題リスト](#)」等を参照しつつ、自治体と連携しながら右記に代表される活動を実施していただくものです。

地域課題リストは右のQRコードからもアクセスできます



▲消防団活動に参加



▲企業敷地周辺や公共の場所等の除草作業



▲ワークショップ・本社研修等による域内消費の拡大



▲社用車による防犯パトロール



▲交通安全活動



▲町おこしイベントへの協力・参加



▲公園等への植樹活動



▲箱罫設置による有害鳥獣対策

### ② 12市町村内での調達・寄附等

- 企業活動における次のような費用を通じ、浜通り等12市町村への経済的貢献を促すものです。

#### - 経常費用（調達）

弁当・食事、制服・作業服、備品購入、社内清掃、運送、社員研修、PR広報等、**12市町村内の事業者へ発注。**

#### - 社会貢献費用・CSR費用（寄附等）

事業者による社会貢献活動の直接実施の他、外部の実施主体（自治体、自治会、NPO法人等）に対する寄附、外注等、

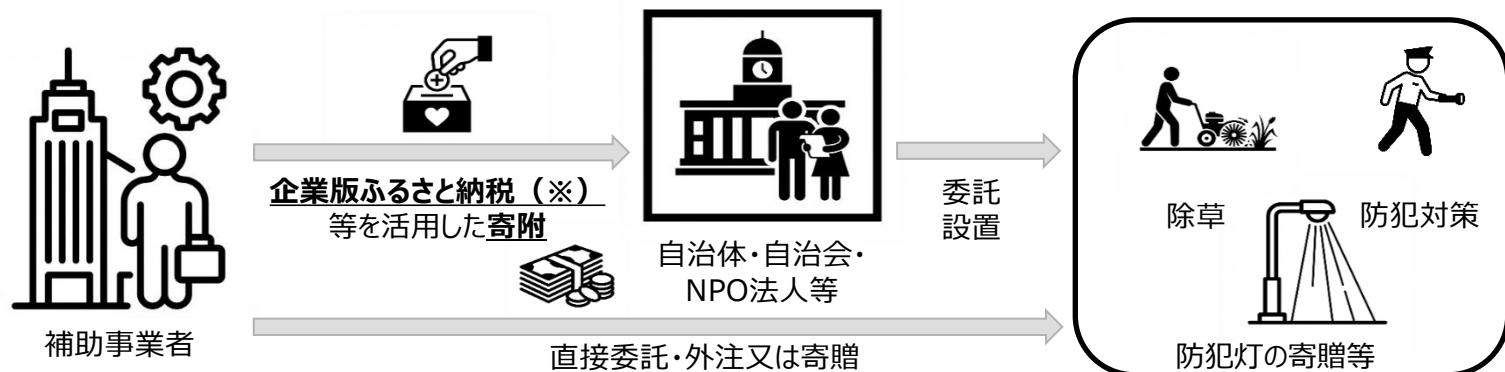
① **地域コミュニティ貢献活動に関わる費用**も算入可能。



▲お弁当の調達



▲企業の社員研修・懇親会等



（※）企業版ふるさと納税に対応しているかは市町村に問合せいただくか、[企業版ふるさと納税ポータルサイト](#)を参照等してください。

# 3. 採択の審査

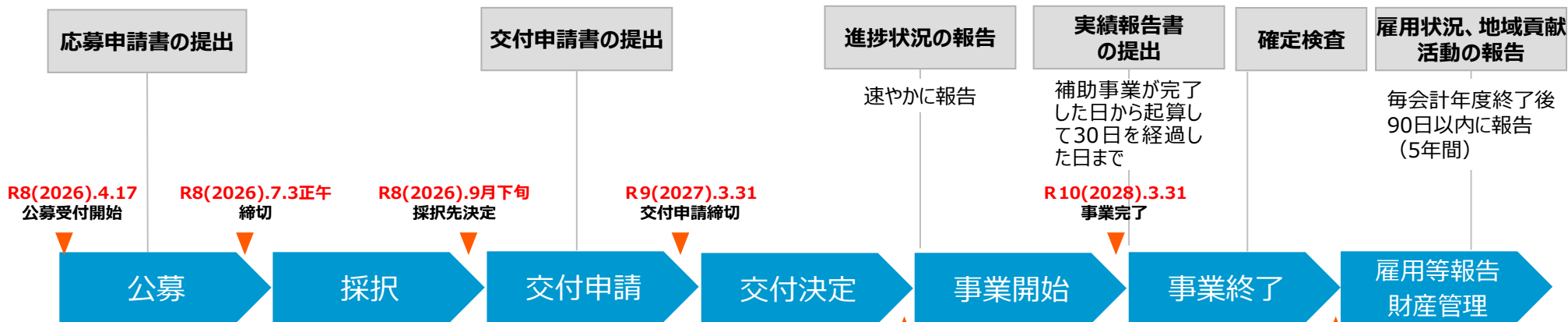
採択の審査は、経済産業省及び基金設置法人に設置される審査委員会において行われます。

## 審査内容

分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査（必須項目）	補助対象要件	補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. (2) 補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか
	補助事業者としての適格性	応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤及び実績を有しているか
	補助事業の実施体制	応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な実施体制や販路を有しているか
事業内容に関する審査（加点項目）	支援の必要性	被災の程度が大きく、復興が遅れている地域（市町村）への立地を優遇
	投資計画の熟度	企業立地に蓋然性が認められる事業となっているか
	事業の将来性	将来性のある事業となっているか
	雇用創出効果	雇用を長期安定的により多く創出する事業となっているか。特に、最低雇用人数以上に雇用創出が見込まれる場合は優遇
	地域経済における重要度	立地する市町村における住民の帰還状況等を踏まえ、地域経済の活性化や更なる産業集積に好影響をもたらす事業となっているか
	被災地への貢献度	被災地における東日本大震災からの復興に効果をもたらす事業か。特に、市町村の事前同意を得た場合は優遇
福島県の知事の意見書	-	上記の審査に当たっては、福島県の知事から提出される意見書を踏まえて行う

本事業は、「雇用創出効果」、「地域経済における重要度」、「被災地への貢献度」等を重視しており**福島県及び立地する市町村の理解と協力を得ることが重要**であること、採択の審査は、知事から提出される意見書や市町村の確認書による加点措置を踏まえて行われることにかんがみ、**福島県、立地市町村、東北経産局への事前相談を行い、理解と協力を得ることを強くお勧め**します。

# 4. スケジュール



交付決定以降、  
発注、購入、契約  
等が可能

額の確定後、  
補助金額を  
精算払い

## ・公募受付締切

本補助金に応募されたい方は、7月3日（金）正午までに応募申請書を [jGrants](#) でご提出下さい。

## ・審査結果の通知

決定後、[jGrants](#) で通知します。

**製造・サービス業等立地支援事業**の知事特認施設区分への応募の場合は公募締切日までに立地自治体から提出される「復興推進計画」に事業内容が盛り込まれた利子補給を内容とする復興推進計画の認定を受ける必要があります。当該区分での応募ご検討の場合は速やかに立地自治体へご相談ください。

## ・交付決定額

応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額通りの交付決定額とはならない場合があります。

## ・交付決定前の発生経費

今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。

## ・契約等は一般の競争に付すこと

請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができます。

## ・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る土地・建物等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、令和10年3月31日までに、事業完了（申請書に記載された新規地元雇用者数が確保され、補助事業に係る土地・建物等の取得が完了し、その経費が全て支払われた時点をいう）してください。ただし、交付決定後に生じた補助事業者の責めに帰さないやむを得ない事情により当該期日までに補助事業を完了することができないと見込まれる場合は、所定の手続きにより、基金設置法人から指示を受けた場合に限り、令和11年3月31日を限度として補助事業の完了の日とすることができます。

## ・財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

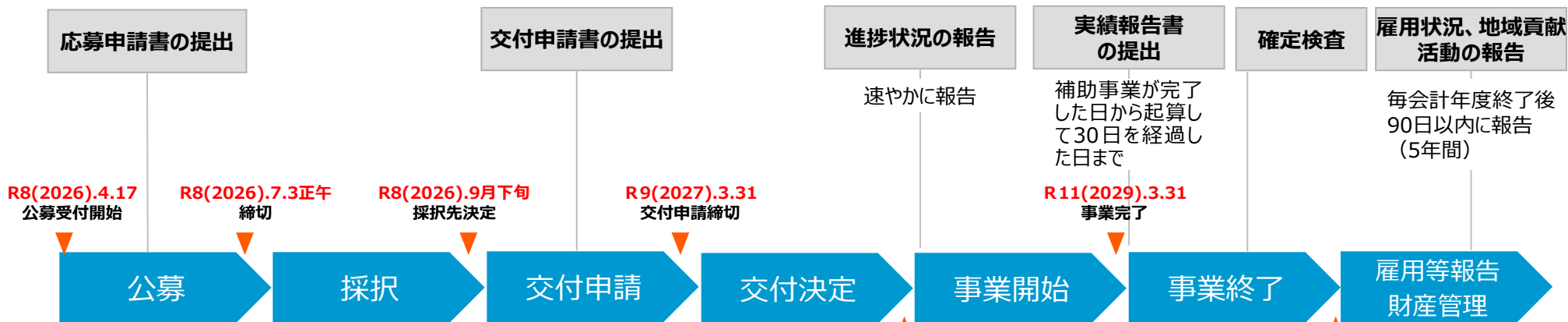
なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

万一財産処分を行う場合には、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、処分に係る補助金額を限度に返納する必要があります。

## ・雇用状況、地域貢献活動の報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る雇用の状況や地域貢献活動について、事務局を通じ、基金設置法人に報告しなければなりません。

## 4-2. スケジュール（審査委員会で3年計画が認められた場合）



### ・公募受付締切

本補助金に応募されたい方は、7月3日（金）正午までに応募申請書を [jGrants](#) でご提出下さい。

### ・審査結果の通知

決定後、[jGrants](#) で通知します。

**製造・サービス業等立地支援事業**の知事特認施設区分への応募の場合は公募締切日までに立地自治体から提出される「復興推進計画」に事業内容が盛り込まれた利子補給を内容とする復興推進計画の認定を受ける必要があります。当該区分での応募ご検討の場合は速やかに立地自治体へご相談ください。

### ・交付決定額

応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額通りの交付決定額とはならない場合があります。

### ・交付決定前の発生経費

今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。

### ・契約等は一般の競争に付すこと

請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができます。

速やかに報告  
 交付決定以降、  
 発注、購入、契約  
 等が可能

### ・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る土地・建物等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、令和11年3月31日までに、事業完了（申請書に記載された新規地元雇用者数が確保され、補助事業に係る土地・建物等の取得が完了し、その経費が全て支払われた時点をいう）してください。ただし、交付決定後に生じた補助事業者の責めに帰さないやむを得ない事情により当該期日までに補助事業を完了することができないと見込まれる場合は、所定の手続きにより、基金設置法人から指示を受けた場合に限り、令和12年3月31日を限度として補助事業の完了の日とすることができます。

### ・財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

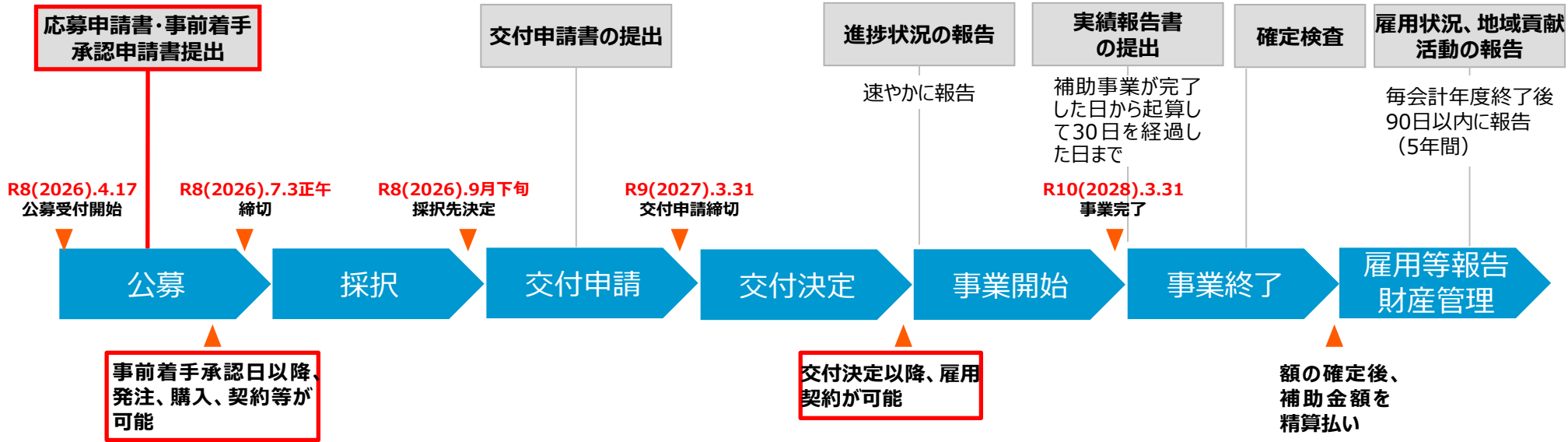
万一財産処分を行う場合には、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、処分に係る補助金額を限度に返納する必要があります。

### ・雇用状況、地域貢献活動の報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る雇用の状況や地域貢献活動について、事務局を通じ、基金設置法人に報告しなければなりません。

額の確定後、  
 補助金額を  
 精算払い

# 5. 事前着手の承認



## 事前着手の趣旨

- 補助事業の着手は原則として**交付決定後**です。
- ただし、震災からの早期復興への貢献という趣旨に照らし、交付決定前に発注・購入・契約等を行わないこと等によって、**企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生するなど、真にやむを得ないと判断される場合に合理的根拠を有する工事等の期間内の事前着手を承認する場合があります。**

## 注意事項

- 応募申請書と事前着手承認申請書はjGrants上で**同時に提出**します。
- 承認を受けた場合、**承認日以降から交付決定日までに発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を補助対象**とします。
- 事前着手承認された場合であっても、**補助金の採択を約束するものではありません。**
- 事前着手を検討される場合、あらかじめ事務局に相談ください。**

(工事計画の例) ※交付決定前に着手する必要があることがわかることが必要です。

		令和5年(2023年)												令和6年(2024年)	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
図面関係	基本図 打合せ														
	詳細図														
	申請図														
請書庁手続	工場立地法														
	土壌汚染対策法														
	建築確認														
工事	改修工事														
	工場新築														
その他	契約関係														
	その他														
設備															

6/24までに事前着手承認希望

8/10地籍界

8/10地籍界

1/18別業

2/1操業

機械発注

機械搬入・試運転

(\*\* 部品生産ライン)

(\*\* 部品費用ライン)

契約、着工、完工、操業の時期がわかるような工程表とすること

操業開始までのスケジュールを、事前着手の必要性がわかるように作成すること

## 6. 申請方法

- 本公募では、補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。
- 申請には、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。  
※GビズIDの取得には2週間程度を要する場合があるため、余裕を持って準備してください。  
※詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。

URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

- 「GビズIDプライムアカウント」を取得後、以下のウェブサイトから応募してください。

URL : (製造・サービス) <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ20000CDYCRMA5>  
(イノベ) <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ20000CDYV1MAP>

「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業」と検索してください。

このサイトは日本政府公式Webサイトです

jGrants 補助金を探す 申請の流れ よくあるご質問 ログイン

ネットでもいつでも！  
補助金申請

応募から、採択後の手続きまで完了。  
国や自治体の補助金が、誰でも簡単に申請できます。

補助金を探す

初めての方へ  
jGrants (Jグランツ) について  
経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。24時間365日、手続きができます。  
キーワードから目的の補助金を探せ、申請後はマイページから交付までの状況がわかります。

申請の流れはこちら

24時間申請できる 補助金を探しやすい 申請状況がわかる

24時間受付対応です！  
FAQチャット

jGrantsでの申請の流れを確認できます。また、事業者クイックマニュアルの閲覧やGビズID取得ページへの遷移が可能です。

# 7. お問い合わせ先

区分	機関名	連絡先	本事業の趣旨について	応募申請にかかる事前相談について	復興計画、企業誘致計画等について	企業版ふるさと納税について	その他事業全般について(記載方法等)
所管省庁	経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 大臣官房福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室 TEL:03-3501-8574	○				
立地する県を所管する経済産業局担当課	東北経済産業局	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北経済産業局 産業部 東日本大震災復興推進室 TEL : 022-221-4813	○	○			
基金設置法人	(公財)福島県産業振興センター	〒960-8035 福島県福島市本町5-5 フコク生命ビル9階 企業振興部 自立・帰還支援チーム TEL : 024-573-5450	○				
福島県の企業立地担当課室	福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎12階 福島県 商工労働部 企業立地課 TEL : 024-521-8523		○	○		
市町村の企業立地担当課室	市町村	工場等の新增設先の市町村		○	○		
企業版ふるさと納税担当課室	内閣府	〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣官房地域未来戦略本部事務局 内閣府地方創生推進事務局 TEL:03-5253-2111				○	
事務局	みずほ総合研究所(※)	〒112-0004 東京都文京区後楽1-1-3 みずほ総合研究所 ソーシャルイノベーションコンサルティング部 〔自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局〕担当 TEL : 03-5615-9588					○

※みずほ総合研究所はみずほ銀行内の組織の名称です。

自立・帰還支援雇用創出企業補助金の活用等にあたって、避難指示区域等に立地する企業との取引パートナーをお探しの場合、福島相双復興官民合同チーム(注)にて候補先の紹介を行うことも可能です。

公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム) 産業創出グループ産業集積課

TEL : 024-502-1115 E-mail : kanmin\_seizou@fsr.or.jp

(注) 福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村において、当時事業を営まれていた事業者の事業・生業・生活の再建等を支援するチーム。

## 8. 令和8年度事業見直し事項に関するQ&A

**質問：新規雇用者は事業完了した後においても雇用維持する必要があるのか。**

回答：令和8年度採択以後の補助事業者に対しては、申請書に記載された新規雇用者数の雇用維持を要件として求めています。具体的には、事業完了日の属する補助事業者の会計年度の翌年度から5年後の期末時点で雇用者数が維持されているか判断します。

**質問：福島県内取引要件はどのように判断するのか。**

回答：令和8年度採択以後の補助事業者における福島県内取引要件は福島県内事業者との取引を5年間実施いただく要件です。具体的には、事業完了日の属する事業年度の翌年度から5年間の年平均による県内取引額が“投下固定資産額に応じた取引額（段階的水準額）”又は、“主要取引における県内取引の割合（主要取引割合）”のいずれかで目標を達成できたか判断します。

**質問：雇用維持要件、福島県内取引要件が未達の場合。**

回答：事業完了日の属する事業年度の翌年度から5年目となる最終年度の期末時点において、雇用維持要件、県内取引要件が達成できていない場合、企業全体として5年間の過半が営業利益赤字の場合などや、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除き、補助金交付額の全部又は一部の返還を求めることがあります。

## 8. 令和8年度事業見直し事項に関するQ&A

**質問：**“①地域コミュニティ貢献活動”に関わる費用は、“②12市町村内での調達・寄附等”の金額としてカウント可能か。

**回答：**可能です。ただし、地域波及効果型及びイノベ型については、荒廃抑制対策に資する費用しか認められないので注意が必要です。

**質問：**“②12市町村内での調達・寄附等”を達成すれば、“①地域コミュニティ貢献活動”も同時に達成したとみなしてよいか。

**回答：**制度上は問題ありません。ただし、地元自治体や立地地域から高く評価されるかは別問題です。立地地域にとってどのような活動が求められているのか、よく自治体等と相談し活動内容を検討してください。

**質問：**地域貢献活動は会社が赤字でも実施する必要があるのか。

**回答：**地域貢献活動は事業者の発意の下で市町村の復興に資する取組を実施いただくことを想定しています。当該費用は補助対象経費に含まれないものであり、事業の進捗や会社の状況等により当初計画をしていた地域貢献活動の実施が困難な場合も考えられます。そのような場合にあっては、市町村とご相談ください。